

年企発 0131 第 1 号
令和 6 年 1 月 31 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（公印省略）

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認事務等については、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」（平成 13 年 9 月 27 日企国発第 18 号。以下「承認基準通知」という。）により取り扱われているところであるが、今般、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 79 号）の一部の施行に伴い、「確定拠出年金法施行規則及び確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（令和 6 年厚生労働省令第 20 号）が公布されたこと等を踏まえ、承認基準通知の別紙 1 について、別添のとおり一部を改正し、令和 6 年 2 月 1 日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日企国発第18号）新旧対照表

新			旧		
(別紙1) 承認要件等 (略)			(別紙1) 承認要件等 (略)		
規約記載事項	規約承認事項	審査要領	規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第3条第3項 1～7の2 (略) 8. 運用の方法の選定及び 提示並びに運用の指図 に関する事項	(略) (略) (1) (略) (2) 企業型運用関連運営管理機関 は、あらかじめ事業主との間で 次の内容の契約を締結しなけれ ばならない。 ・重要情報（金融サービスの提 供及び利用環境の整備等に関 する法律に規定する重要事項 に相当するもの）を提供しな かったときは、これによって 生じた企業型年金加入者又は 企業型年金加入者等であ った者の損害を賠償する責任 を負う。 ・その損害の賠償を請求すると きは、元本欠損額（運用の指 図に充てた額から当該運用に 係る個人別管理資産額を控 除した額）を損害の額と推定 する。	(略) (略) (略) (略)	法第3条第3項 1～7の2 (略) 8. 運用の方法の選定及び 提示並びに運用の指図 に関する事項	(略) (略) (1) (略) (2) 企業型運用関連運営管理機関 は、あらかじめ事業主との間で 次の内容の契約を締結しなけれ ばならない。 ・重要情報（金融サービスの提 供に関する法律に規定する重 要事項に相当するもの）を提 供しなかったときは、これに よって生じた企業型年金加入 者または企業型年金加入者 等であった者の損害を賠償す る責任を負う。 ・その損害の賠償を請求すると きは、元本欠損額（運用の指 図に充てた額から当該運用に 係る個人別管理資産額を控 除した額）を損害の額と推定 する。	(略) (略) (略) (略)
8の2. 指定運用方法の 選定及び提示に関する 事項	(3) (略) (1) (略) (2) 企業型運用関連運営管理機関 は、あらかじめ事業主との間で 次の内容の契約を締結しなけれ ばならない。	(略) (略) (略)	8の2. 指定運用方法の 選定及び提示に関する 事項	(3) (略) (1) (略) (2) 企業型運用関連運営管理機関 は、あらかじめ事業主との間で 次の内容の契約を締結しなけれ ばならない。	(略) (略) (略)

<p>8の3～12 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要情報（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に規定する重要事項に相当するもの）を提供しなかったときは、これによって生じた企業型年金加入者又は企業型年金加入者等であった者の損害を賠償する責任を負う。 ・その損害の賠償を請求するときは、元本欠損額（指定運用方法に充てた額から当該指定運用方法に係る個人別管理資産額を控除した額）を損害の額と推定する。 <p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>8の3～12 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要情報（金融サービスの提供に関する法律に規定する重要事項に相当するもの）を提供しなかったときは、これによって生じた企業型年金加入者又は企業型年金加入者等であった者の損害を賠償する責任を負う。 ・その損害の賠償を請求するときは、元本欠損額（指定運用方法に充てた額から当該指定運用方法に係る個人別管理資産額を控除した額）を損害の額と推定する。 <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
-------------------	---	------------	-------------------	---	------------